二十七　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七三の項及び七四の項を次のように改める。

73	削除
74	削除

第一項の表一〇二の項を次のように改める。

102	削除

第一項の表一一六の項を削る。

二十八　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八七の項から九〇の項までを次のように改める。

87	削除
88	削除
89	削除
90	削除

二十九　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五七の項を次のように改める。

57	削除

第四項の表一〇の項及び一一の項を次のように改める。

10	削除
11	削除

三十　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

2	削除

三十一　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項を次のように改める。

44	削除

第一項の表七六の項及び七七の項を次のように改める。

76	削除
77	削除

第一項の表八四の項及び八五の項を次のように改める。

84	削除
85	削除

第一項の表八七の項を次のように改める。

87	削除

第四項の表三八の項中「東経132度51分31秒」を「東経132度51分32秒」に、「北緯32度59分28秒」を「北緯32度59分29秒」に改める。

三十二　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五二の項を次のように改める。

52	削除

三十三　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

34	削除

第三項の表七の項を次のように改める。

7	削除

三十四　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三四の項を次のように改める。

34	削除

第一項の表五六の項及び五七の項を次のように改める。

56	削除
57	削除

第一項の表八〇の項を次のように改める。

80	削除

三十五　平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	削除